

平成 26 年 2 月

第 4 回尼崎市議会定例会議案

( 3 )



## 目 次

### < 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（平成 25 年度尼崎市特別会計地方  
卸売市場事業費補正予算（第 1 号））
- 報告第 2 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校  
等入学支度金貸付金償還金請求事件）

### < 条例 >

- 議案第 33 号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34 号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第 35 号 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条  
例の一部を改正する条例について
- 議案第 36 号 尼崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例につい  
て
- 議案第 37 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第 39 号 尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一  
部を改正する条例について
- 議案第 40 号 尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
について
- 議案第 41 号 尼崎市社会教育委員に関する条例について
- 議案第 42 号 尼崎市民生委員の定数を定める条例について
- 議案第 43 号 尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選  
定委員会条例について
- 議案第 44 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正す  
る条例について
- 議案第 45 号 尼崎市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する  
条例について

- 議案第 4 6 号 尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 7 号 尼崎市営葬儀に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 4 8 号 尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 9 号 尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 0 号 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- <その他>
- 議案第 5 1 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 5 2 号 工事請負契約の変更について（城内高校校舎改修等工事）
- 議案第 5 3 号 工事請負契約の変更について（城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事）
- 議案第 5 4 号 工事請負契約について（浜田小学校北棟改築等工事）
- 議案第 5 5 号 工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事）
- 議案第 5 6 号 工事請負契約について（園田小学校北棟改築等工事のうち機械設備工事）
- 議案第 5 7 号 工事請負契約について（武庫中学校南棟耐震補強等工事）
- 議案第 5 8 号 工事請負契約の変更について（立花中学校北棟等耐震補強工事）
- 議案第 5 9 号 指定管理者の指定について（尼崎市墓園）
- 議案第 6 0 号 指定管理者の指定について（尼崎市立弥生ヶ丘斎場）
- 議案第 6 1 号 工事請負契約について（塚口保育所改築工事）
- 議案第 6 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議案第 6 3 号 尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

- 議案第 6 4 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）  
議案第 6 5 号 市道路線の認定及び廃止について  
議案第 6 6 号 市有地の売払いについて



# 報 告





報告第1号

専決処分について

平成25年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算について、平成26年1月29日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

平成25年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算  
(第1号)

平成25年度尼崎市の特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ437,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		1	50,000	50,001
	05 繰越金	1	50,000	50,001
歳入合計		387,518	50,000	437,518

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 地方市場費		342,651	50,000	392,651
	05 市場管理費	342,651	50,000	392,651
歳出合計		387,518	50,000	437,518

(説明)

地方卸売市場における青果部卸売代行業務委託先の安定した集荷の確保を図るため、緊急的に貸付を行うにあたり、急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

特 別 会 計

地方卸売市場事業費予算説明書

( 補 正 1 号 )

報 1-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	50,000	50,001			
05 項 繰越金	1	50,000	50,001			
05 目 繰越金	1	50,000	50,001	繰越金	50,000	○ (経済環境局) 補正財源として前年度繰越金を補正 50,000

歳 出

05 地方市場費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 地方市場費	342,651	50,000	392,651	特定財源 0 一般財源 50,000			
05 項 市場管理費	342,651	50,000	392,651	特定財源 0 一般財源 50,000			
05 目 市場総務費	342,651	50,000	392,651	一般財源 50,000	21 貸 付 金	50,000	○ 卸売業務関係事業費（経済環境局） 卸売代行業務委託先の集荷の確保を図るため の決済保証にかかる貸付の実施に伴う補正



## 報告第2号

### 専決処分について

尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件の訴えの提起について、平成26年1月30日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 平成26年（ハ）第22号尼崎市私立大学及び私立  
高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、平成17年3月、被告[REDACTED]に対して入学支度金30万円の貸付けを行ったが、被告は、約5か月間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても償還金の一部を償還したにとどまり、残額を償還しなかった。そこで、原告は平成25年12月20日、当該償還金の残額及び延滞利子の支払請求について尼崎簡易裁判所書記官に支払督促の申立てを行ったところ、被告は当該支払督促に対して同裁判所に督促異議の申立てを行った。これにより当該督促異議に係る請求については、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時に尼崎簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったため、原

告は、同裁判所からの補正命令に従い、平成26年1月30日、訴状に代わる準備書の提出等を行ったもの

(説明)

急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。



# 条 例



議案第 33 号

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例

尼崎市職員定数条例（昭和 24 年尼崎市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「1, 955 人」を「1, 970 人」に、「136 人」を「144 人」に改め、同項第 5 号中「10 人」を「8 人」に改め、同項第 7 号中「2 人」を「1 人」に改め、同項第 10 号中「295 人」を「294 人」に改め、同項第 11 号中「257 人」を「255 人」に改め、同条第 2 項中「員数は定員外」を「職員は、前項に規定する定数の外に置くもの」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

職員を、その職を保有させたまま他の職（消防団員を除く。以下同じ。）に任命する場合における当該他の職の数は、第 1 項に規定する定数との関係では、当該他の職の属する部局における人数として算定しない。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

事務事業の執行体制の適正化等による職員定数の増員等を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

(参 考)

職員定数新旧対照表

区 分	改 正	現 行	増 減
市長の事務部局の職員 [うち、福祉事務所の職員]	1, 970人 [144人]	1, 955人 [136人]	15人 [8人]
選挙管理委員会の事務 部局の職員	8人	10人	△ 2人
農業委員会の事務部局 の職員	1人	2人	△ 1人
教育委員会の事務部局 及び教育委員会の所管 に属する学校その他の 教育機関の事務部局の 職員	294人	295人	△ 1人
教育委員会の所管に属 する学校の校長及び教 員	255人	257人	△ 2人

議案第 3 4 号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年尼崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「として」を「賭して」に、「前項」を「第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が 2 級であるもの（市長の承認を得て教育委員会が指定する職員に限る。以下「特定 2 級教育職員」という。）を昇格させる場合における前項の規定の適用については、同項中「1 級」とあるのは、「2 級」とする。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

前条第 1 項（同条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に係る別表第 1 0 アからキまでのいずれかに定める昇格時号給対応表において、その者が昇格した日の前日に受けていた同表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給（その昇格後の職務の級におけるものに限る。）とする。

第 6 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に、「定める号給とする」を「別に定める」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により特定2級教育職員を昇格させた場合における前項の規定の適用については、1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第9条第1項中「1年間におけるその者の勤務成績に応じて、」を「2年（市長が別に定める職員にあっては、市長が別に定める期間）内に実施された勤務成績の評定の結果等に基づき」に改め、同条第4項中「属する」を削る。

第21条第6項第1号中「勤勉手当基礎額」を「第2項の期末手当基礎額に相当する額（以下「期末手当基礎額相当額」という。）」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額」を「期末手当基礎額相当額」に改め、同条第7項中「並びに扶養手当」を削り、「の月額」の次に「から扶養手当の月額に対する地域手当の月額を控除した額」を加える。

付則第59項を付則第61項とし、付則第45項から付則第58項までを2項ずつ繰り下げ、付則第44項中「付則第39項」を「付則第41項」に改め、同項を付則第46項とし、付則第43項中「付則第41項」を「付則第43項」に、「付則第39項」を「付則第41項」に改め、同項を付則第45項とし、付則第42項を付則第44項とし、付則第41項中「付則第39項」を「付則第41項」に、「付則第43項」を「付則第45項」に、「付則第44項」を「付則第46項」に改め、同項を付則第43項とし、付則第37項から付則第40項までを2項ずつ繰り下げ、付則第36項中「属する」を削り、「3級又は4級」を「4級又は5級」に改め、同項を付則第38項とし、付則第28項から付則第35項までを2項ずつ繰り下げ、付則第27項の次に次の2項を加える。

（昇給の特例）

28 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、職員の昇給は、第9条の規定にかかわらず、市規則で定める日に、同日前1年（市長が別に定める職員にあっては、市長が別に定める期間）内に実施された勤務成績の評定の結果等に基づき、市規則で定め

るところにより、行うものとする。

29 第9条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により行われる昇給について準用する。

別表第2アを次のように改める。

ア 教育職給料表(-)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	265,800	330,600	422,000
	2	150,300	166,500	268,400	332,900	423,800
	3	151,800	168,600	270,900	335,200	425,600
	4	153,300	170,800	273,400	337,500	427,400
	5	154,900	172,800	275,900	339,800	429,100
	6	156,800	175,000	278,500	342,100	430,700
	7	158,600	177,200	281,100	344,400	432,600
	8	160,400	179,400	283,700	346,700	434,500
	9	162,200	181,700	286,200	348,900	436,300
	10	164,300	184,500	288,800	351,100	438,100
	11	166,300	187,200	291,500	353,300	440,000
	12	168,300	189,900	294,200	355,500	441,900
	13	170,300	192,800	296,900	357,700	443,600
	14	172,500	194,500	299,800	359,700	445,500
	15	174,700	196,200	302,700	361,800	447,400
	16	176,900	197,900	305,600	363,900	449,300
	17	179,200	199,700	308,400	365,900	451,100
	18	181,800	201,400	311,100	367,900	453,000
	19	184,300	203,100	313,800	369,900	454,900
	20	186,800	204,800	316,500	371,900	456,800
	21	189,300	206,600	319,200	374,000	458,400
	22	191,000	208,500	321,500	376,000	460,300
	23	192,700	210,400	323,800	378,000	462,200
	24	194,400	212,300	326,100	380,000	464,000
	25	195,900	214,000	328,200	381,600	465,700
	26	197,600	216,000	330,400	383,500	467,400
	27	199,300	218,000	332,700	385,400	469,100
	28	201,000	220,000	335,000	387,300	470,800
	29	202,500	221,900	337,100	389,200	472,600
	30	204,200	224,600	339,400	391,200	474,300
	31	205,900	227,300	341,700	393,200	475,900
	32	207,600	230,000	344,000	395,200	477,600
	33	209,200	232,800	346,100	397,100	479,300
	34	211,000	235,700	348,300	398,800	480,300
	35	212,800	238,600	350,500	400,500	481,300
	36	214,600	241,500	352,700	402,300	482,300
	37	216,300	244,300	354,700	403,500	483,400
	38	218,100	247,100	356,800	405,000	484,400
	39	219,900	249,900	358,900	406,400	485,400
	40	221,700	252,700	361,000	407,900	486,400
	41	223,600	255,500	363,200	409,600	487,500
	42	225,400	258,100	365,300	411,000	488,500
	43	227,200	260,700	367,300	412,400	489,500
	44	229,000	263,300	369,400	414,000	490,500
	45	230,900	265,700	371,000	415,700	491,600
	46	232,600	268,300	372,800	417,000	492,600
	47	234,300	270,800	374,600	418,600	493,600
	48	236,000	273,300	376,400	420,200	494,600
	49	237,600	275,800	378,200	421,900	495,700
	50	239,300	278,400	379,800	423,300	496,700
	51	241,000	281,000	381,400	424,900	497,700
	52	242,700	283,600	383,000	426,500	498,700
	53	244,100	286,100	384,700	428,200	499,800
	54	245,800	288,700	386,400	429,700	500,800
	55	247,400	291,200	388,100	431,300	501,800
56	249,100	293,700	389,800	432,900	502,800	



57	250,600	296,000	391,000	434,500	503,900
58	252,200	298,700	392,500	436,100	
59	253,800	301,400	394,000	437,600	
60	255,400	304,100	395,500	439,200	
61	257,000	306,600	397,000	440,800	
62	258,600	309,100	398,500	442,400	
63	260,200	311,600	400,000	443,900	
64	261,700	314,100	401,600	445,500	
65	263,200	316,500	403,000	447,200	
66	264,900	318,700	404,100	448,700	
67	266,500	320,900	405,300	450,300	
68	268,200	323,100	406,600	451,900	
69	269,700	325,400	407,800	453,500	
70	271,200	327,600	409,000	455,100	
71	272,700	329,800	410,300	456,700	
72	274,200	331,900	411,600	458,300	
73	275,500	334,100	412,500	459,800	
74	276,900	336,300	413,700	460,800	
75	278,300	338,500	414,900	461,800	
76	279,700	340,700	416,100	462,800	
77	281,100	342,900	417,200	463,600	
78	282,300	345,100	418,200	464,600	
79	283,500	347,300	419,200	465,600	
80	284,700	349,500	420,200	466,600	
81	286,000	351,500	421,300	467,400	
82	287,200	353,600	422,200	468,400	
83	288,400	355,700	423,100	469,400	
84	289,600	357,800	424,000	470,400	
85	290,900	359,600	424,700	471,200	
86	292,100	361,500	425,500	472,200	
87	293,300	363,500	426,400	473,200	
88	294,500	365,400	427,200	474,200	
89	295,700	367,400	427,900	475,000	
90	296,900	369,100	428,400	476,000	
91	298,100	370,800	428,900	477,000	
92	299,300	372,500	429,500	478,000	
93	300,100	374,200	429,900	478,800	
94	301,300	375,700	430,500		
95	302,500	377,200	431,100		
96	303,700	378,700	431,700		
97	304,700	379,800	432,100		
98	305,800	381,200	432,600		
99	306,900	382,600	433,100		
100	308,000	384,000	433,600		
101	308,900	385,300	434,100		
102	310,000	386,600	434,600		
103	311,100	387,900	435,100		
104	312,200	389,200	435,600		
105	312,800	390,600	436,200		
106	313,700	391,800	436,700		
107	314,500	393,100	437,200		
108	315,300	394,400	437,700		
109	316,200	395,800	438,300		
110	316,700	396,800	438,800		
111	317,200	397,900	439,300		
112	317,700	399,000	439,800		
113	318,300	399,900	440,400		
114	318,800	400,900	440,900		
115	319,300	402,000	441,400		
116	319,800	403,100	441,900		
117	320,400	403,900	442,500		
118	320,900	404,900	443,000		
119	321,400	405,900	443,500		
120	321,900	406,900	444,000		

121	322,400	407,800	444,600			
122	322,800	408,700				
123	323,300	409,600				
124	323,800	410,500				
125	324,400	411,100				
126	324,800	411,900				
127	325,200	412,700				
128	325,600	413,500				
129	325,900	414,300				
130	326,300	415,100				
131	326,700	415,800				
132	327,100	416,600				
133	327,300	417,200				
134	327,500	417,700				
135	327,800	418,200				
136	328,100	418,700				
137	328,400	419,100				
138	328,600	419,600				
139	328,900	420,100				
140	329,200	420,600				
141	329,400	421,000				
142	329,700	421,500				
143	330,000	422,000				
144	330,300	422,500				
145	330,600	422,900				
146	330,900	423,400				
147	331,200	423,900				
148	331,500	424,400				
149	331,700	424,800				
150	331,900	425,300				
151	332,200	425,800				
152	332,500	426,300				
153	332,700	426,700				
154	333,000	427,200				
155	333,300	427,700				
156	333,600	428,200				
157	333,800	428,600				
158	334,100	429,100				
159	334,400	429,600				
160	334,700	430,100				
161	334,900	430,500				
162	335,200	431,000				
163	335,500	431,500				
164	335,800	432,000				
165	336,000	432,400				
166	336,300	432,900				
167	336,600	433,400				
168	336,900	433,900				
169	337,100	434,300				
再任用職員		234,000	277,500	305,100	335,400	421,200

備考

- (1) この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び講師並びに特別支援学校に勤務する実習助手に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第10ア中「行政職給料表昇格時号給対応表」を「行政職給料表昇格時号給対応表(1)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

別表第10イを次のように改める。

イ 行政職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1

26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	1
39	1
40	1
41	1
42	2
43	3
44	4
45	5
46	6
47	7
48	8
49	9
50	10
51	11
52	12
53	13

54	14
55	15
56	16
57	17
58	18
59	19
60	20
61	21
62	22
63	23
64	24
65	25
66	26
67	27
68	28
69	29
70	30
71	31
72	32
73	33
74	34
75	35
76	36
77	37
78	38
79	39
80	40
81	41

82	42
83	43
84	44
85	45
86	45
87	46
88	46
89	47
90	47
91	47
92	47
93	48
94	48
95	48
96	48
97	49
98	49
99	49
100	49
101	49
102	49
103	50
104	50
105	50
106	50
107	50
108	50
109	51

110	51
111	51
112	51
113	51
114	51
115	51
116	51
117	52
118	52
119	52
120	52
121	52
122	52
123	52
124	52
125	53
126	53
127	53
128	53
129	53
130	53
131	54
132	54
133	54
134	54
135	54
136	54
137	55



138	55
139	55
140	55
141	56
142	56
143	56
144	56
145	57
146	57
147	57
148	57
149	58
150	58
151	58
152	58
153	59
154	59
155	59
156	60
157	60
158	60
159	60
160	60
161	61

備考 この表は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの職務の級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

別表第10オに備考として次のように加える。

備考 この表は、医療職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条  
第1項の規定により決定される場合について適用する。  
別表第10中オをキとし、キの前にカとして次のように加える。

カ 消防職給料表昇格時号給対応表(2)

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1

26	1
27	1
28	1
29	1
30	2
31	3
32	4
33	5
34	6
35	7
36	8
37	9
38	10
39	11
40	12
41	13
42	14
43	15
44	16
45	17
46	18
47	19
48	20
49	21
50	22
51	23
52	24
53	25

54	26
55	27
56	28
57	29
58	30
59	31
60	32
61	33
62	34
63	35
64	36
65	37
66	38
67	39
68	40
69	41
70	42
71	43
72	44
73	45
74	45
75	46
76	46
77	47
78	47
79	47
80	47
81	48

82	48
83	48
84	48
85	49
86	49
87	49
88	49
89	49
90	49
91	50
92	50
93	50
94	50
95	50
96	50
97	51
98	51
99	51
100	51
101	51
102	51
103	51
104	51
105	52
106	52
107	52
108	52
109	52

110	52
111	52
112	52
113	53
114	53
115	53
116	53
117	53
118	53
119	54
120	54
121	54
122	54
123	54
124	54
125	55
126	55
127	55
128	55
129	56
130	56
131	56
132	56
133	57
134	57
135	57
136	57
137	58

138	58
139	58
140	58
141	59
142	59
143	59
144	60
145	60

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの職務の級が第5条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により6級に決定される場合について適用する。

別表第10エ中「消防職給料表昇格時号給対応表」を「消防職給料表昇格時号給対応表(1)」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表は、消防職給料表の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

別表第10エを同表オとする。

別表第10ウに備考として次のように加える。

備考 この表は、教育職給料表(二)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合について適用する。

別表第10中ウをエとし、イの次にウとして次のように加える。



ウ 教育職給料表(-)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1
22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	2	1
25	17	1	3	1

26	18	1	4	1
27	19	1	5	1
28	20	1	6	1
29	21	1	7	1
30	22	1	8	1
31	23	1	9	1
32	24	1	10	1
33	25	1	11	1
34	26	1	12	1
35	27	1	13	1
36	28	1	14	1
37	29	1	15	1
38	30	1	16	1
39	31	1	17	1
40	32	1	18	1
41	33	1	20	1
42	34	1	21	2
43	35	1	22	3
44	36	2	23	4
45	37	3	24	5
46	38	4	25	6
47	39	5	26	7
48	40	6	27	8
49	41	7	28	9
50	41	8	28	10
51	42	9	29	11
52	42	10	30	12
53	43	11	31	13

54	43	12	32	14
55	44	13	33	15
56	44	14	34	16
57	45	15	35	17
58	46	16	36	18
59	47	17	37	19
60	48	18	38	20
61	49	19	39	21
62	49	20	40	22
63	50	21	41	23
64	50	22	42	24
65	51	23	43	25
66	51	24	44	26
67	52	25	45	27
68	52	26	46	28
69	53	27	48	29
70	53	28	49	30
71	54	29	50	31
72	54	30	50	32
73	55	31	51	33
74	55	32	51	34
75	56	33	52	35
76	56	34	52	36
77	57	35	53	37
78	57	36	54	37
79	58	37	55	38
80	58	38	55	38
81	59	39	56	39

82	59	40	56	39
83	60	41	57	40
84	60	42	58	40
85	61	43	59	41
86	61	44	59	42
87	62	45	60	43
88	62	46	61	44
89	63	47	61	45
90	63	48	62	46
91	64	49	62	47
92	64	50	63	48
93	65	51	63	49
94	65	52	63	
95	66	53	64	
96	66	54	64	
97	67	55	64	
98	67	56	64	
99	68	57	65	
100	68	58	65	
101	69	59	65	
102	69	60	66	
103	69	61	66	
104	70	62	66	
105	70	63	67	
106	70	64	67	
107	71	65	68	
108	71	66	68	
109	71	67	69	

110	72	68	69	
111	72	69	69	
112	72	69	70	
113	73	70	70	
114	73	70	70	
115	73	71	70	
116	73	72	70	
117	74	73	70	
118	74	74	70	
119	74	75	70	
120	74	76	70	
121	75	77	70	
122	75	77		
123	75	78		
124	75	78		
125	76	79		
126	76	80		
127	76	81		
128	76	82		
129	77	83		
130	77	83		
131	77	84		
132	77	84		
133	77	85		
134	77	86		
135	77	87		
136	77	87		
137	78	88		

138	78	88		
139	78	89		
140	78	89		
141	78	90		
142	78	90		
143	78	91		
144	78	91		
145	79	92		
146	79	92		
147	79	93		
148	79	94		
149	79	95		
150	79	96		
151	79	97		
152	79	98		
153	80	99		
154	80	100		
155	80	101		
156	80	102		
157	80	103		
158	80	104		
159	80	105		
160	80	106		
161	81	107		
162	81	107		
163	81	108		
164	81	108		
165	81	109		

166	81	110		
167	81	111		
168	81	112		
169	82	113		

備考 この表は、教育職給料表(-)の適用を受ける職員の職務の級が第5条第1項の規定により決定される場合及び特定2級教育職員の職務の級が同条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定により4級に決定される場合について適用する。

#### 付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第21条第6項第1号及び第2号並びに第7項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

#### (説 明)

職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。





議案第 35 号

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 22 年尼崎市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、管理職手当」を削る。

付 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

技能労務職員に支給する手当の種類から管理職手当を除くため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 36 号

尼崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

尼崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 2 項の規定に基づき、本市の消防長（以下「消防長」という。）及び消防署長（以下「消防署長」という。）の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第 2 条 法第 15 条第 2 項の条例で定める消防長の資格は、次のいずれかに該当する者であることとする。

- (1) 本市の消防吏員として消防事務に従事したことがある者で、1 年以上消防署長の職又はこれに相当する職と同等以上と認められる職にあったもの
- (2) 2 年以上尼崎市職員の給与に関する条例（昭和 32 年尼崎市条例第 24 号）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表の 8 級の職務にあった者

(消防署長の資格)

第 3 条 法第 15 条第 2 項の条例で定める消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事したことがある者で、1 年（消防署長の資格の基準に係る教育訓練及びその期間を定める件（平成 25 年消防庁告示第 15 号）第 1 項各号に掲げる課程による教育訓練を消防大学校において受けた者にあつては、1 年から、同項各号に掲げる課程の区分に応じ当該各号に定める期間を控除した期間）以上尼崎市消防局の組織等に関する規則（昭和 39 年尼崎市規則第 43 号）第 5 条消防吏員の階級の項第 1 号から第 3 号までのいずれかに掲げる階級にあつたものであることとする。

## 付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 37 号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和 37 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条の 4 第 4 項中「第 37 条第 7 号から第 7 号の 3」を「第 37 条第 4 号から第 6 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 88 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 38 号

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市消防関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項の(5)中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表 3 の項の(4)ア中「820,000円」を「830,000円」に改め、同項の(4)イ中「990,000円」を「1,010,000円」に改め、同項の(4)ウ中「1,100,000円」を「1,120,000円」に改め、同項の(4)エ中「1,400,000円」を「1,420,000円」に改め、同項の(4)オ中「1,640,000円」を「1,660,000円」に改め、同項の(4)カ中「3,850,000円」を「3,880,000円」に改め、同項の(4)キ中「5,090,000円」を「5,100,000円」に改め、同項の(5)ア中「1,120,000円」を「1,130,000円」に改め、同項の(5)イ中「1,330,000円」を「1,340,000円」に改め、同項の(5)ウ中「1,480,000円」を「1,500,000円」に改め、同項の(5)オ中「2,120,000円」を「2,140,000円」に改め、同項の(5)カ中「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表 4 の項の(6)オ中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表 15 の項の(4)ウ中「950,000円」を「990,000円」に改め、同項の(4)オ中「1,650,000円」を「1,720,000円」に改め、同項の(4)カ中「3,180,000円」を「3,320,000円」に改め、同項の(4)キ中「3,890,000円」を「4,060,000円」に改め、同項の(4)ク中「4,450,000

円」を「4,650,000円」に改め、同表17の項の(1)イ中「410,000円」を「430,000円」に改め、同項の(1)エ中「920,000円」を「960,000円」に改め、同項の(1)オ中「1,160,000円」を「1,210,000円」に改め、同項の(1)カ中「2,830,000円」を「2,950,000円」に改め、同項の(1)キ中「3,470,000円」を「3,620,000円」に改め、同項の(1)ク中「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

#### 付 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の尼崎市消防関係事務手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係る手数料について適用し、同日前の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

##### (説 明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（平成26年政令第17号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 39 号

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和 47 年尼崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「教育職員のうちその属する職務の級が」を削り、「別表第 2 教育職給料表（以下「教育職給料表」という。）の 1 級又は 2 級である者」を「第 3 条第 1 項第 2 号アに規定する教育職給料表(一)の適用を受ける教育職員でその職務の級が 3 級以下であるもの及び同号イに規定する教育職給料表(二)の適用を受ける教育職員でその職務の級が 1 級又は 2 級であるもの」に改め、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 3 項中「により」を「による」に、「に規定する」を「の規定による」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

教育職員の給与制度を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第40号

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例について

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

尼崎市立学校授業料等徴収条例（昭和51年尼崎市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「市立学校」という。）」を削り、「高等学校」を「尼崎市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）」に、「幼稚園」を「尼崎市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）」に改め、「同じ。）」の次に「の徴収」を加える。

第2条及び第3条を次のように改める。

（授業料等の額）

第2条 授業料等の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の中途において市立高等学校以外の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。）（以下「他校」という。）から市立高等学校に転学し、若しくは市立高等学校に編入学し、若しくは再入学し、又は市立高等学校から他校に転学し、若しくは市立高等学校を退学した者に係る当該学年における授業料の額は、別表市立高等学校の項に掲げる授業料の額を12で除して得た額（以下「授業料月額」という。）に、当該者が当該学年において市立高等学校に在学する日の属する月の月数を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、学年の中途において市立幼稚園以外の幼稚園（以下「他園」という。）から市立幼稚園に転園し、又は市立幼稚園から他園に転園し、若しくは市立幼稚園を退園した者に係る当

該学年における保育料の額は、別表市立幼稚園の項に掲げる保育料の額を12で除して得た額（以下「保育料月額」という。）に、当該者が当該学年において市立幼稚園に在園する日の属する月の月数を乗じて得た額とする。

（授業料の徴収）

第3条 授業料は、授業料月額を1月分として、市立高等学校に在学する日の属する月の月分を当該市立高等学校に在学する者（以下「生徒」という。）又は在学していた者から徴収する。

2 前項の規定により徴収される授業料の納付期限は、次表の中欄に掲げる月分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、当該授業料のうち教育委員会規則で定めるものの納付期限は、教育委員会規則で定める。

期 別	月 分	納 付 期 限
第1期	4月から6月までの各月分	6月30日
第2期	7月から9月までの各月分	9月30日
第3期	10月から12月までの各月分	翌年の1月4日
第4期	1月から3月までの各月分	2月末日

3 就学支援金支給法第4条の規定により就学支援金（就学支援金支給法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格の認定の申請をした者がその認定（就学支援金支給法第4条に規定する認定をいう。以下「受給資格認定」という。）を受けた場合において、本市が当該受給資格認定に係る月分の授業料として就学支援金支給法第7条の規定により就学支援金を受領したときは、当該就学支援金は、当該月分の授業料の納付期限（前項本文に規定する納付期限をいう。）において同条の規定により当該月分の授業料の徴収債権の弁済に充てられたものとみなす。

第5条中「教育委員会が」を「教育委員会規則で」に改め、同条を第8条とする。

第4条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「ときは」の次

に「、教育委員会規則で定めるところにより」を加え、「の全部又は一部を免除する」を「を減免する」に改め、同条第1号中「生活保護法」の前に「生徒又は園児が」を、「被保護者」の次に「（同法第17条に規定する生業扶助として高等学校等就学費の給付を受けている者及び就学支援金の受給資格認定を受けている者を除く。）」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 生徒がその在学する市立高等学校の長から休学の許可を、園児がその在園する市立幼稚園の長から休園の許可を受けたとき。

第4条第3号中「教育委員会が」を「教育委員会規則で定める」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（授業料等の還付）

第7条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条の次に次の2条を加える。

（入学考査料等の徴収）

第4条 入学考査料は、尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、市立高等学校に入学（転学、編入学及び再入学を含む。）をしようとする者が提出する入学願書を受理する際に、当該者から徴収する。

2 入学料は、市立高等学校への入学（編入学及び再入学を含む。以下この項において同じ。）を許可された者が当該市立高等学校に入学する際に、当該者から徴収する。

（保育料等の徴収）

第5条 保育料は、毎月末日までに、保育料月額をその月分として市立幼稚園に在園する者（以下「園児」という。）又は在園していた者から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、翌月以後に徴収すべき月分の保育料を同項の規定による徴収と併せて徴収することができる。

3 入園料は、市立幼稚園への入園を許可された者が当該市立幼稚園に

入園する際に、当該者から徴収する。

別表中「高等学校」を「市立高等学校」に、「幼稚園」を「市立幼稚園」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き市立高等学校（この条例による改正後の尼崎市立学校授業料等徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第1条に規定する市立高等学校をいう。以下同じ。）に在学している者及び施行日前から引き続き他校（改正後の条例第2条第2項に規定する他校をいう。以下同じ。）に在学している者で施行日後に当該他校（当該者が当該他校から別の他校に転学した場合にあっては、当該別の他校）から市立高等学校に転学したもの（施行日の前日に他校に在学し、施行日に市立高等学校に転学した者を含む。）に係る授業料（施行日以後に市立高等学校を退学し、その後市立高等学校に編入学し、又は再入学した者にあっては、その編入学し、又は再入学した日の属する月以後の月分の授業料を除く。）の徴収については、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、尼崎市教育委員会が定める。

(説 明)

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 1 号

尼崎市社会教育委員に関する条例について

尼崎市社会教育委員に関する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市社会教育委員に関する条例

尼崎市社会教育委員に関する条例（昭和 2 5 年尼崎市条例第 5 4 号）  
の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、尼崎市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（定数）

第 2 条 委員の定数は、1 2 人以内とする。

（委嘱及び任命の基準）

第 3 条 委員の委嘱及び任命は、次の各号に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 社会教育の関係者
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 市議会議員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（委任）

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、尼崎市教育委員会が定める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 4 2 号

尼崎市民生委員の定数を定める条例について

尼崎市民生委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市民生委員の定数を定める条例

民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）第 4 条第 1 項の条例で定める定数は、8 5 7 人とする。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 4 3 号

尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会  
会条例について

尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会条例を  
次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員  
会条例

(設置)

第 1 条 社会福祉施設等整備費補助金（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う事業所その他の社会福祉施設等の整備に要する費用に係る補助金で市長が別に定めるものをいう。）の交付を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される委員会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

(説明)

尼崎市社会福祉施設等整備費補助金交付対象事業者選定委員会を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 4 4 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年尼崎市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 1 号ただし書中「算定した」を「算定された」に改め、同条第 1 2 号中「（所得税法第 3 5 条第 2 項第 1 号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。）」を削り、「8 0 万円」を「8 0 0, 0 0 0 円」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「8 0 万円」を「8 0 0, 0 0 0 円」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 母子家庭の母等であって、その者、母子家庭の母又は父子家庭の父の保護者及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする扶養義務者がいずれも、次のいずれかに該当するもの

ア 当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月の属する年の前年（当該療養の給付等が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年。イにおいて同じ。）の所得の額（児童扶養手当法施行令（昭和 3 6 年政令第 4 0 5 号）第 4 条第 1 項に規定する総所得金額等合計額から 8 0, 0 0 0 円（同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号又は第 5 号に規定する者にあつては、8 0, 0 0 0 円に、当該者の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算した額）を控除した額をいう。）が 1 9 0, 0 0 0 円（扶養親族等（所得税法第 2 条第 1 項第 3 3 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 3 4 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を

加算した額)未満である者

- イ 当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該療養の給付等が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が800,000円以下である者

第3条第3項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第4条第1項中「本市」を「市長」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 老人 被保険者等負担額から次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額を控除した額

ア 入院以外の療養である場合 同一の月に12,000円(所得を有しない者にあつては、8,000円)を限度として、当該療養につき国民健康保険法又は第2条第8号アからオまでに掲げる法律(以下「医療保険各法」という。)の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

イ 入院療養である場合 同一の月に35,400円(所得を有しない者にあつては、15,000円)を限度として、当該入院療養につき医療保険各法の規定により算定された医療に要する費用の額の100分の20に相当する額

第4条第1項第5号イ中「当該医療」を「当該入院療養」に、「算定した」を「算定された」に改め、同項第6号中「及びイ中「」を「中「600円(身体障害者等、その配偶者及び当該身体障害者等」とあるのは「800円(母子家庭の母等及び母子家庭の母又は父子家庭の父」と、同号イ中「2,400円(」に、「「母子家庭の母等」を「「3,200円(母子家庭の母等」に、「算定した」を「算定された」に改め、同条第3項中「第1項第1号、第3号ア(7)」を「第1項第3号ア(7)」に改め、同条第5項中「児童」の次に「、生徒」を加え、同項を同条第

6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 市長は、同一の月において、第 1 項の規定により同項第 1 号の規定を適用して決定された額を助成したならば老人及びその属する世帯に属する当該老人以外の老人が負担することとなる額の合計額が 35,400 円（これらの老人が所得を有しない者に該当する場合は、15,000 円）を超えるときは、同項の規定による助成とは別に、その超える額の範囲内で別に定める額をこれらの老人に助成することができる。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 3 項の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 3 条第 1 項第 5 号及び第 4 条第 1 項第 6 号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 5 項の規定は、施行日以後に 65 歳に達する者について適用する。

4 前 2 項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

兵庫県福祉医療費助成事業等の見直しに伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。





議案第 45 号

尼崎市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例について

尼崎市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

尼崎市公害健康被害認定審査会条例（昭和 49 年尼崎市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「）第 44 条の規定により設置する」を「。以下「法」という。）第 45 条第 3 項の規定に基づき、」に改める。

第 7 条中「その他」を「について」に、「市長が」を「会長が審査会に諮って」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「又は」の次に「必要な説明若しくは」を加え、同条を第 7 条とする。

第 5 条第 1 項中「の者」を削り、同条第 2 項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員の過半数でこれを」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「置き、委員の互選により定める」を「置く」に改め、同条第 3 項中「、又は」を「又は」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条第 2 項中「補欠委員」を「委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員」に、「前任者」を「前任の委員」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 2 条 審査会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、法第45条第1項に規定する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

付則第3項中「第4条」を「第5条」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第46号

尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について  
尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例  
尼崎市青少年問題協議会条例（昭和32年尼崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に基づき」を「第1条の規定に基づき」に改める。

第2条第1項中「会長及び委員20人」を「委員25人」に改め、同条第2項中「次」の次に「の各号」を加え、「中」を「うち」に、「命ずる」を「任命する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係地方行政機関の職員
- (4) 本市関係職員

第2条に次の3項を加える。

- 3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に特別委員を置くことができる。
- 4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。
- 5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

第3条を次のように改める。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

- 2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

第4条第3項中「とき」の次に「又は会長が欠けたとき」を加え、同

項を同条第4項とし、同条中第2項を削り、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

第5条中「招集する」を「招集し、会議の議長となる」に改める。

第6条を削る。

第7条の見出しを「（会議）」に改め、同条第1項中「委員」の次に「（特別委員を含む。以下同じ。）」を加え、「の出席がなければ」を「が出席しなければ」に改め、同条第2項中「出席委員の過半数で」を「出席した委員の過半数でこれを」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部会）

第7条 協議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長はその部会に属する委員のうちから会長が、副部会長は部会長が指名する。

4 第4条第3項及び第4項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「委員（特別委員を含む。以下同じ。）」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

第8条中「必要な」を「協議会の運営について必要な」に、「市長が別に」を「会長が協議会に諮って」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の2条を加える。

（意見の聴取等）

第8条 協議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（幹事）

第9条 協議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、委員の属する関係地方行政機関の職員及び本市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 幹事は、委員を補佐して、担当事務を処理し、又は会務に従事する。  
付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、付則に次の1項を加える。

（招集の特例）

- 2 最初に招集される協議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（説 明）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 47 号

尼崎市営葬儀に関する条例を廃止する条例について

尼崎市営葬儀に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営葬儀に関する条例を廃止する条例

尼崎市営葬儀に関する条例（昭和 53 年尼崎市条例第 38 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市営葬儀を廃止するため、条例を廃止する必要があることから、本案を提出する。





議案第 48 号

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市建築物等関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 7 号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 25 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第 49 号

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年尼崎市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 神崎住宅駐車場の項中「尼崎市次屋 3 丁目」を「尼崎市神崎町」に改め、同表上ノ島第 2 住宅駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 上ノ島第 2 住宅駐車場の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（説 明）

神崎住宅駐車場の移転及び上ノ島第 2 住宅駐車場の廃止に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。



議案第50号

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例（昭和57年尼崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「から別表第3までに定める額」を「及び別表第2に定める額並びに別表第3に定める額に105分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」に改め、同条第4項中「行為」の次に「（以下「許可行為」という。）」を加え、同項ただし書中「徴収する」を「、許可行為に係る利用料金について市長が別に納期を定めた場合の当該利用料金はその別に定めた納期に徴収する」に改める。

別表第1中「200円」を「205円」に、「100円」を「102円」に、「800円」を「822円」に、「400円」を「411円」に改める。

別表第2中「500円」を「514円」に、「600円」を「617円」に、「700円」を「720円」に、「800円」を「822円」に、「1,000円」を「1,028円」に、「1,200円」を「1,234円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「1,600円」を「1,645円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例第19条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる許可行為（同条第4項に規定する許可行為をいう。）に係る利用料金について適用する。

（説 明）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他





議案第 5 1 号

包括外部監査契約の締結について

包括外部監査契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日 提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 契約の目的   | 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること                      |
| 2 | 契約の期間   | 平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで                   |
| 3 | 契約の金額   | 1 4 , 4 8 2 , 8 0 0 円を上限とする額                             |
| 4 | 契約の方法   | 随意契約   |
| 5 | 費用の支払方法 | 業務完了後、適法な請求を受けた日から 3 0 日以内に一括払い                          |
| 6 | 契約の相手方  | 加古川市加古川町溝之口 1 5 1 番地の 1 エンブレイス加古川 6 0 3 号<br>公認会計士 北 本 敏 |

(説 明)

中核市に義務付けられている包括外部監査を行う包括外部監査人との契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 の規定により、本案を提出する。



議案第52号

工事請負契約の変更について

城内高校校舎改修等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 城内高校校舎改修等工事請負契約の変更のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市北城内47番地の1  
工事概要 校舎改修等工事
- 3 契約の金額 1,063,399,560円
- 4 契約の相手方 大阪市浪速区難波中3丁目5番19号  
南海辰村・鍵田共同企業体  
代表者 南海辰村建設株式会社  
代表取締役 猪 崎 光 一

(説明)

平成24年12月19日に議決された城内高校校舎改修等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟改修工事（耐震補強工事含む）
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 2,505平方メートル
	主な工法 KTブレース工法
	南棟改修工事（耐震補強工事含む）
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 4,384平方メートル
	主な工法 KTブレース工法
	体育館耐震補強工事（改修工事含む）
	鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）2階建て 1棟
	延べ面積 1,079平方メートル
	主な工法 梁の鉄板補強
	校舎増築工事
	軽量鉄骨造り 平屋建て 2棟

食堂・武道場棟	
建築面積	884.90平方メートル
延べ面積	844.66平方メートル
普通・特別教室棟	
建築面積	1,041.41平方メートル
延べ面積	987.09平方メートル

既存武道場解体工事
既存付属建物等解体及び改築工事（守衛室、自転車置き場等）
屋外付帯工事（外構等）

今回変更内容

- 1 躯体部分欠損補修等
- 2 外壁のひび割れ補修等

II 変更前契約

- 1 契約の目的 城内高校校舎改修等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市北城内47番地の1  
工事概要 校舎改修等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 974,400,000円
- 5 契約の相手方 大阪市浪速区難波中3丁目5番19号  
南海辰村・鍵田共同企業体  
代表者 南海辰村建設株式会社  
代表取締役 猪崎光一



議案第 53 号

工事請負契約の変更について

城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事請負契約の変更のため                 |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市北城内 47 番地の 1<br>工事概要 機械設備工事            |
| 3 | 契約の金額  | 271,193,640 円                                  |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市西本町 2 丁目 5 番地<br>株式会社竹内工業所<br>代表取締役 竹 内 英 正 |

(説 明)

平成 24 年 12 月 19 日に議決された城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生設備工事 一式
	仮設工事 一式
	今回変更内容
	1 空調配管の保温材に含有するアスベストの除去処分
	2 空調室外機に防音パネルを設置

Ⅱ 変更前契約

- 1 契約の目的 城内高校校舎改修等工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市北城内47番地の1  
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 256,200,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市西本町2丁目5番地  
株式会社竹内工業所  
代表取締役 竹内英正



議案第54号

工事請負契約について

浜田小学校北東棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 浜田小学校北東棟改築等工事請負のため                          |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市浜田町3丁目110番地<br>工事概要 北東棟改築等工事        |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札                                      |
| 4 | 契約の金額  | 690,120,000円                                |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市塚口町1丁目10番地の5<br>株式会社吉川組<br>代表取締役 吉 川 壽 一 |

(説明)

浜田小学校北東棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>北東棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 21,766.64平方メートル</p> <p>建築面積 874.87平方メートル</p> <p>延べ面積 2,600.94平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>特別教室(理科教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、コンピュータ教室、図書室)、多目的スペース</p> <p>北西棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>延べ面積 2,533平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨ブレース工法</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 919平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨水平ブレース補強</p> <p>給食室棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟</p> <p>延べ面積 220平方メートル</p> <p>主な工法 開口閉塞</p> <p>既存校舎等解体工事(北東棟、機械室棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(北西棟、南棟等)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p>

議案第 55 号

工事請負契約について

園田小学校北棟改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 2 月 18 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 園田小学校北棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市食満 1 丁目 1 番 2 号  
工事概要 北棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 953,532,000 円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町 4 番地

柄谷・昌平共同企業体

代表者 株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

(説 明)

園田小学校北棟改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>北棟改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 18,851.27平方メートル</p> <p>建築面積 1,131.43平方メートル</p> <p>延べ面積 4,368.78平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>特別教室(理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室)、多目的スペース</p> <p>体育館耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟</p> <p>延べ面積 890平方メートル</p> <p>主な工法 鉄骨屋根補強</p> <p>給食室棟耐震補強工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟</p> <p>延べ面積 297平方メートル</p> <p>主な工法 開口閉塞</p> <p>既存校舎等解体工事(北棟、北便所棟等)</p> <p>既存校舎改修工事(中棟、南棟等)</p> <p>屋外付帯工事(外構等)</p>

議案第56号

工事請負契約について

園田小学校北棟改築等工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 園田小学校北棟改築等工事のうち機械設備工事請負のため                |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市食満1丁目1番2号<br>工事概要 機械設備工事          |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札                                    |
| 4 | 契約の金額  | 139,860,000円                              |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市椎堂1丁目2番6号<br>三協設備株式会社<br>代表取締役 永 井 俊 彦 |

(説明)

園田小学校北棟改築等工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事 空調設備工事 一式 換気設備工事 一式 衛生器具設備工事 一式 給水設備工事 一式 排水設備工事 一式 給湯設備工事 一式 消火設備工事 一式

議案第57号

工事請負契約について

武庫中学校南棟耐震補強等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的  | 武庫中学校南棟耐震補強等工事請負のため   |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市武庫元町2丁目24番30号<br>工事概要 南棟耐震補強等工事                     |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 258,120,000円  |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町2丁目27番23号<br>株式会社オカモト・コンストラクション・システム<br>代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説明)

武庫中学校南棟耐震補強等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	南棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 3,887平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	北西棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟
	延べ面積 539平方メートル
	主な工法 鉄骨ブレース工法
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 1,079平方メートル
	主な工法 鉄骨屋根補強
	技術室棟改築工事
鉄骨造り 平屋建て 1棟	
建築面積 271.94平方メートル	
延べ面積 264平方メートル	
耐震補強等工事に伴う電気設備工事	
// 機械設備工事	



議案第58号

工事請負契約の変更について

立花中学校北棟等耐震補強工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 立花中学校北棟等耐震補強工事請負契約の変更のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市上ノ島町3丁目1番1号  
工事概要 北棟等耐震補強工事
- 3 契約の金額 276,014,550円
- 4 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地  
株式会社柄谷工務店  
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

(説明)

平成25年7月30日に議決された立花中学校北棟等耐震補強工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

## I 工事概要

種 別	内 容
建 築	北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,166平方メートル 主な工法 ピタコラム工法
	体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り)2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強
	便所棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 168平方メートル 主な工法 耐震壁新設
	耐震補強工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事
	今回変更内容 平成25年度公共工事設計労務単価の適用

## II 変更前契約

- 1 契約の目的 立花中学校北棟等耐震補強工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市上ノ島町3丁目1番1号  
工事概要 北棟等耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 270,900,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地  
株式会社柄谷工務店  
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第59号

指定管理者の指定について

尼崎市墓園の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

(1) 尼崎市弥生ヶ丘墓園 尼崎市弥生ヶ丘町

(2) 尼崎市西難波墓園 尼崎市西難波町2丁目

2 指定管理者 尼崎市東海岸町1番地の120

公益財団法人尼崎環境財団

理事長 岩 田 強

3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(説明)

尼崎市墓園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。



議案第60号

指定管理者の指定について

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立弥生ヶ丘斎場                                  |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市弥生ヶ丘町1番1号                                |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市東海岸町1番地の120<br>公益財団法人尼崎環境財団<br>理事長 岩 田 強 |
| 4 | 指定期間  | 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで                     |

(説明)

尼崎市立弥生ヶ丘斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。



議案第61号

工事請負契約について

塚口保育所改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 塚口保育所改築工事請負のため                                       |
| 2 | 契約の内容  | 工事場所 尼崎市塚口本町2丁目403番1・5・<br>22・24<br>工事概要 鉄骨造り2階建て 1棟 |
| 3 | 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 | 契約の金額  | 194,184,000円   |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市玄番南之町4番地<br>カラタニエンジニアリング株式会社<br>代表取締役 柄 谷 順 一 郎   |

(説明)

塚口保育所改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>保育所改築工事</p> <p>鉄骨造り 2階建て 1棟</p> <p>敷地面積 1, 126.31平方メートル</p> <p>建築面積 581.54平方メートル</p> <p>延べ面積 991.60平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>保育室、事務室、医務室、相談室、地域子育て室、 一時預かり室、調理室</p> <p>屋外付帯工事(駐輪場、プール、砂場など)</p>



議案第 6 2 号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議  
について

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、  
兵庫県内のすべての市町と協議するため、議決を求める。

平成 2 6 年 2 月 1 8 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 1 月 1 7 日兵庫県指  
令市振第 2 2 9 7 号）の一部を次のように変更する。

第 1 1 条第 1 項中「副広域連合長 1 人」を「副広域連合長 2 人」に改  
める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3  
第 1 項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。

（説 明）

安定的な制度運営を行うにあたり、副広域連合長の定数を増加する  
ため、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要がある  
ことから、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、本案を提出  
する。



議案第63号

尼崎市農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価について

尼崎市農業共済事業に係る平成26年度事務費の賦課総額及び賦課単価を次のとおり決定するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- |   |         |                 |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事務費賦課総額 | 112,000円        |
| 2 | 事務費賦課単価 |                 |
|   | 水稻共済割   | 1キログラム当たり 0.77円 |

(説明)

尼崎市農業共済条例第5条第2項の規定により、本案を提出する。



議案第64号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

同

同

同

4 事件の概要

(1) 原告本市は、本市改良住宅の入居者たる被告  
に対して、滞納家賃を所定期限内に支払うべきこと及び当該期限内に支払わないときは改良住宅の賃貸借契約を解除するのでこれを明け渡すべきことを通告したが、同被告らは滞納家賃を支払わず、また、その入居す



議案第65号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のとおり認定及び廃止するため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市道第839号線	弥生ヶ丘町17-43
	弥生ヶ丘町17-20
市道第840号線	弥生ヶ丘町17-31
	弥生ヶ丘町17-21
市道第841号線	額田町8-54
	額田町8-44
市道第842号線	常光寺2丁目31-10
	常光寺2丁目31-3
市道第843号線	常光寺2丁目31-8
	常光寺2丁目31-13

2 廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
上ノ島第2号	南塚口町8丁目658
高松地元線5号枝線	南塚口町8丁目651

(説明)

開発事業の帰属に伴う路線

・認定路線：市道第839号線

市道第840号線

市道第841号線

市道第842号線

市道第843号線

他路線との重複に伴う路線

・廃止路線：上ノ島第2号高松地元線5号枝線

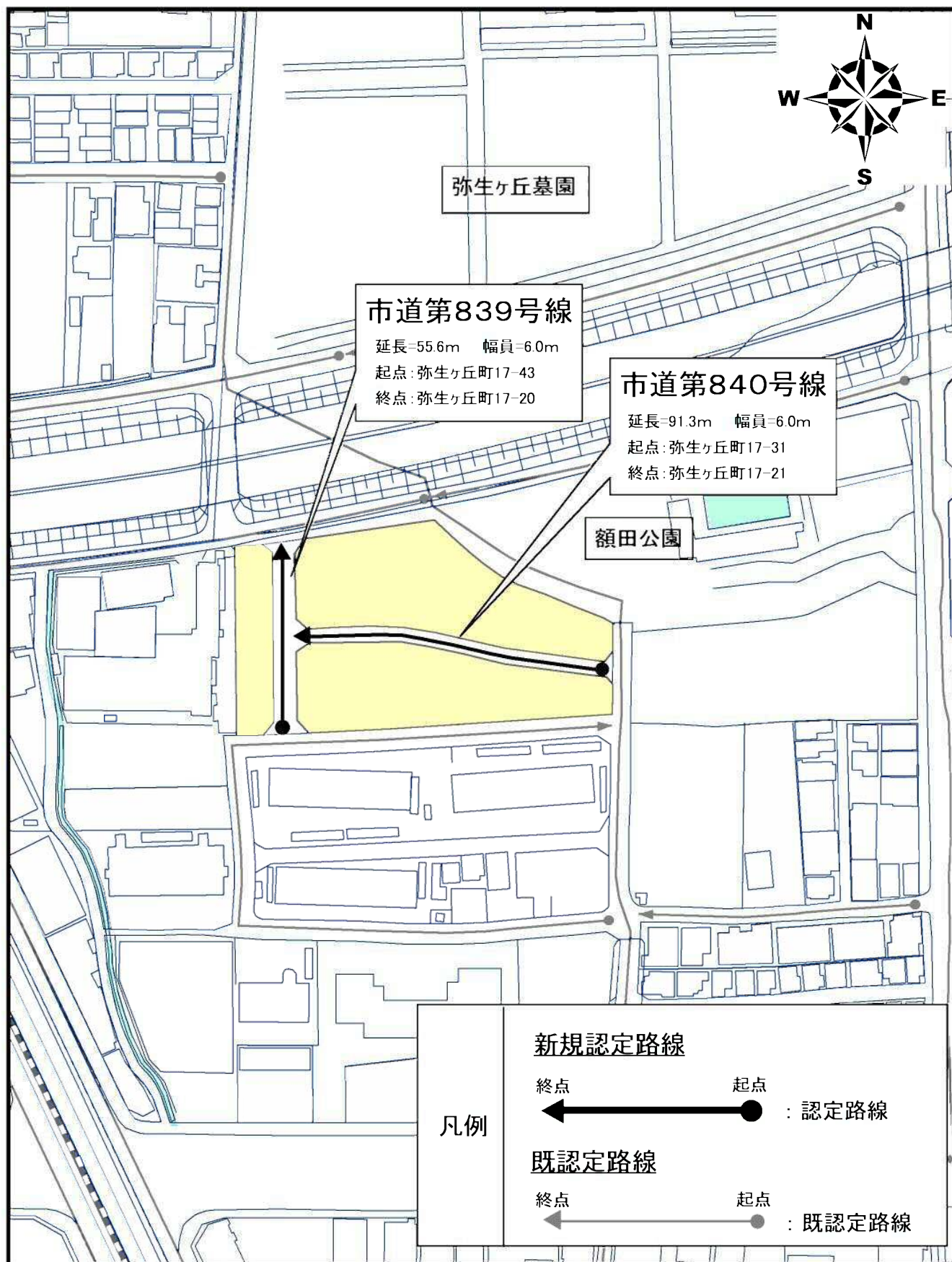
以上の路線を認定及び廃止するため、道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

（参考）

市道路線の認定図及び廃止図（別紙）

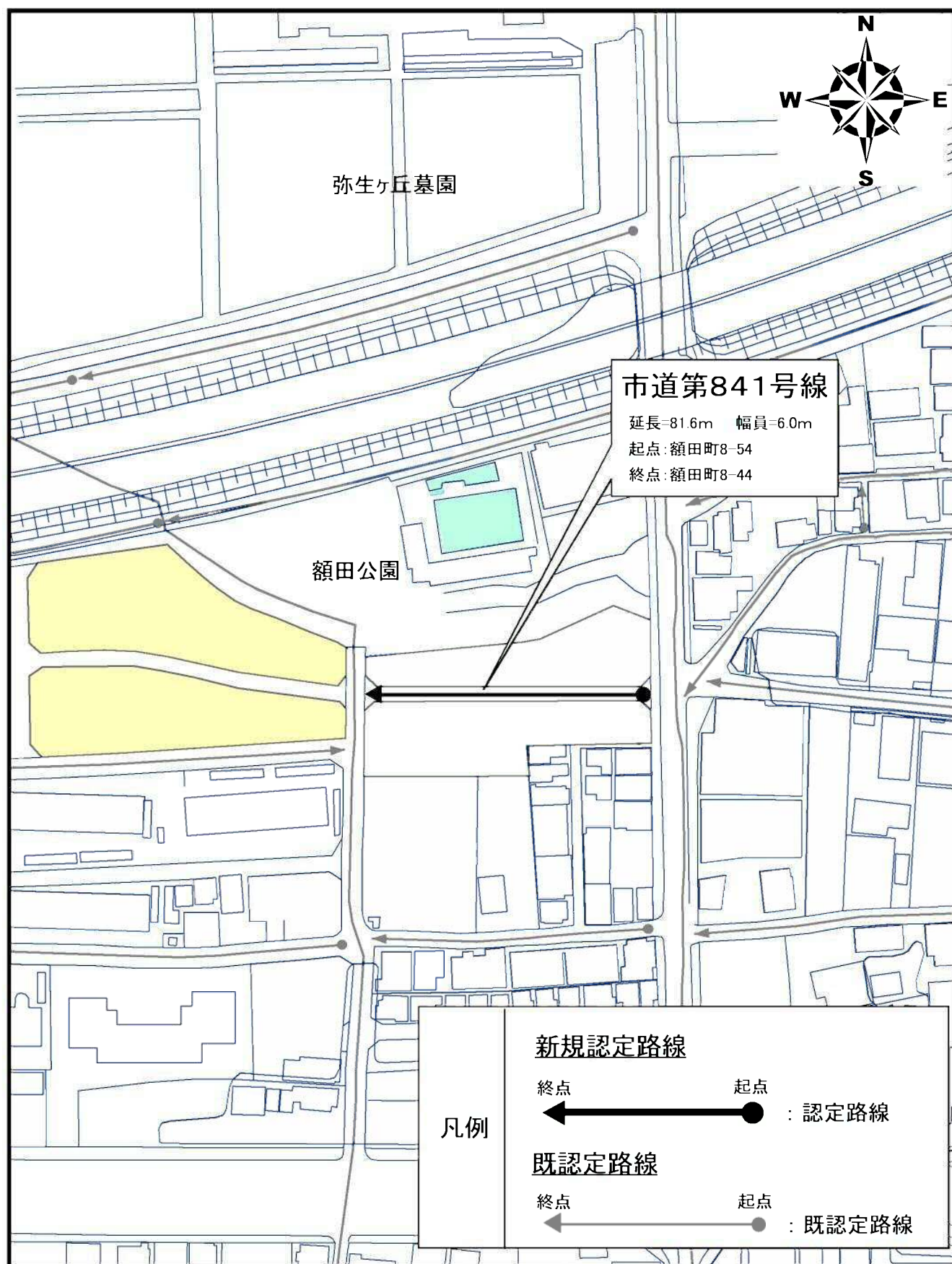


# 市道路線の認定図 (S=1/1500)



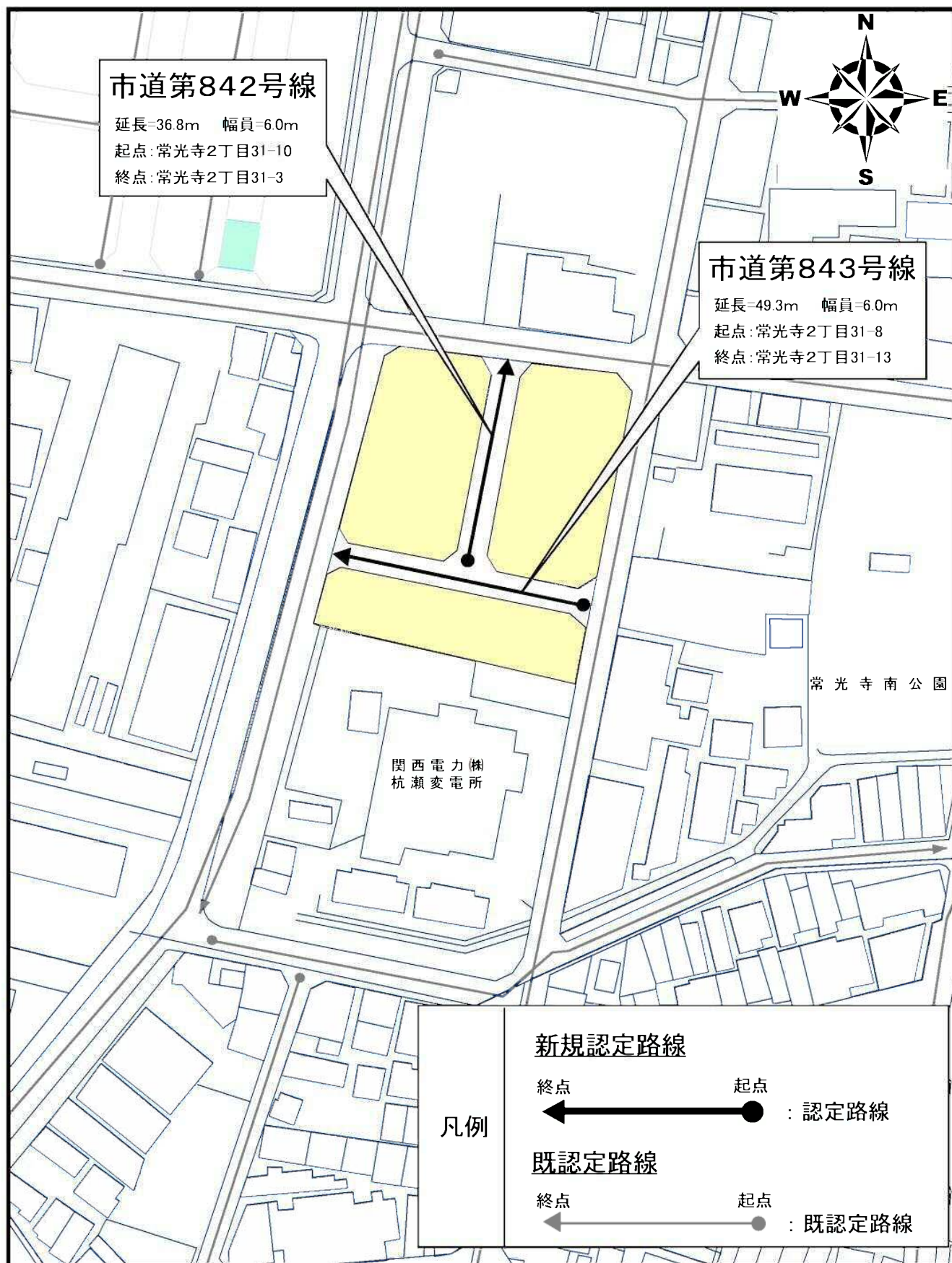


# 市道路線の認定図 (S=1/1500)



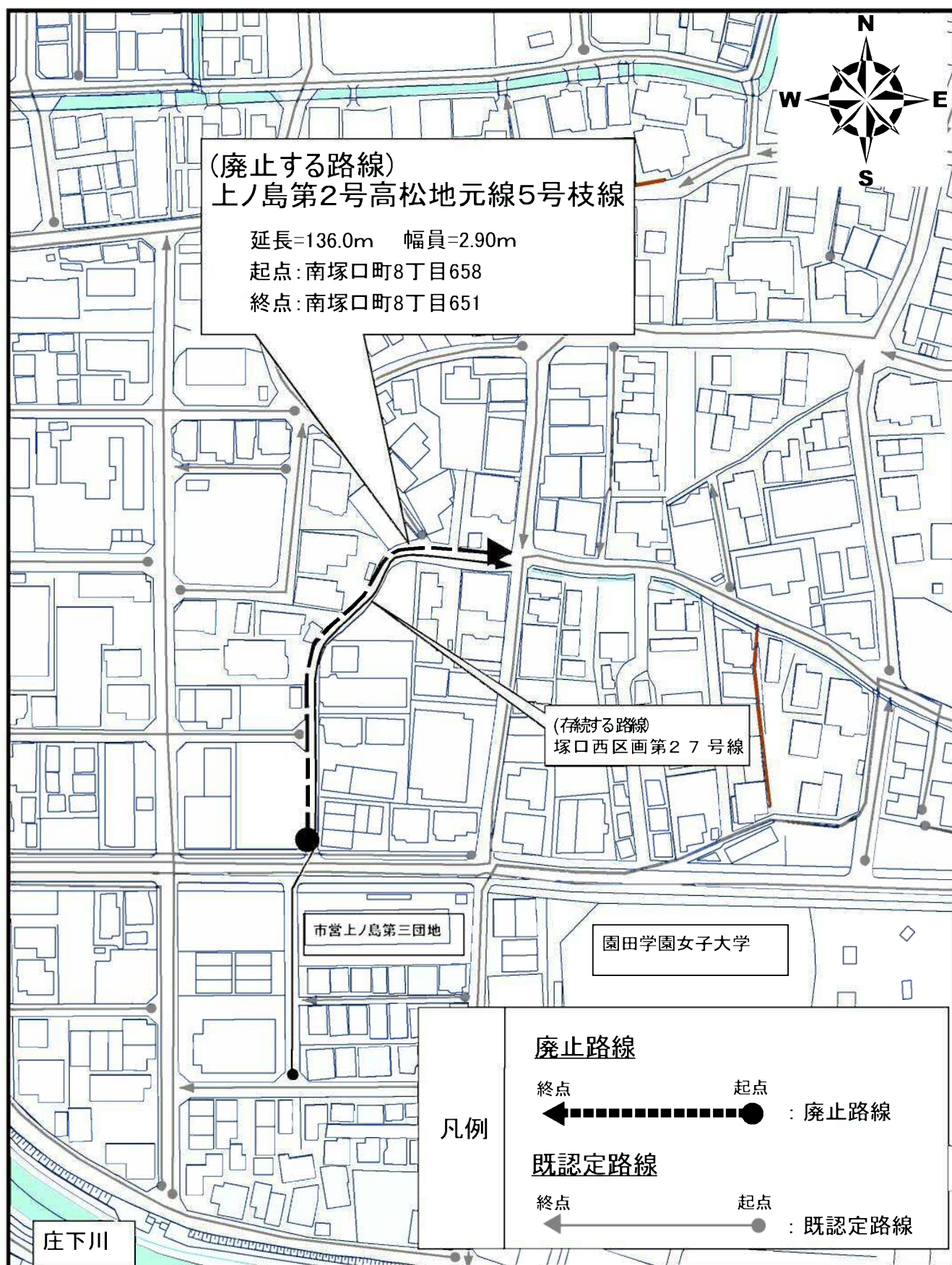


# 市道路線の認定図 (S=1/1000)





# 市道路線の廃止図 (S=1/1500)







議案第66号

市有地の売払いについて

市有地を次のとおり売払うため、議決を求める。

平成26年2月18日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 売払いの目的 尼崎の森中央緑地内の市有地を都市公園事業用地として売払うため

2 売払いの市有地

所在地番	地目	面積
尼崎市扇町34番	雑種地	10,376.89平方メートル
尼崎市扇町35番	雑種地	7,659.70平方メートル
計		18,036.59平方メートル

3 売払いの金額 1,340,118,637円

4 売払いの相手方 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県土地開発公社

理事長 藤 田 隆 司

(説明)

尼崎の森中央緑地内の市有地を都市公園事業用地として売払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。